

昭和六十二年 十月

那霸市指定史跡

與那霸勢頭豊見親逗留旧跡碑復元工事報告書

序 文

與那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑は、那覇市字上之屋に所在し、一三九〇年（察度四十一）中山王にはじめて朝貢した與那覇勢頭豊見親（白川氏の祖）の居住跡に、一七六七年（尚穆十六）九月、豊見親の子孫によって旧泊村に建立された石碑であります。

この旧跡碑も今次大戦で甚だしく損傷を受けたため、一九六〇年子孫と郷友の人々によって再建されました。然し、碑の上部は欠失したままであったため、今回、基壇、台座、碑身の修理を実施することになったのであります。

この修理工事は、那覇市が與那覇勢頭豊見親御嶽奉賛会会長仲松恵爽氏から寄付金二〇〇万円を受け、昭和六十二年六月から同年十月にかけて総事業費四〇〇万余円を以て実施しました。

ここにその竣工を心から喜ぶと共に、本工事施工に際し、御指導、御援助をいただいた與那覇勢頭豊見親御嶽奉賛会及び工事関係者各位に対し深く感謝の意を表します。

なお、この報告書は工事の概要、関係資料、記録写真、図面等を集録し将来の参考に資するものであります。

昭和六十二年十月

那覇市長 親泊康晴

謝 辞

與那覇勢頭豊見親逗留舊跡碑が那覇市の主宰により今回復元建立いたしましたことは、私共子孫一同晴れがましくも、心から喜びとするところであります。

ここに那覇市御当局、工事関係者並びに御芳志と御寄贈下さいました皆様方に心から感謝申し上げます。

なお、これを機会にして白川氏一統始祖の遺徳を大事に守り、相扶け相励まして心を一つにし、社会に奉仕して参りますことをここにお願い申し上げます、子孫を代表しての謝辞と致します。

昭和六十二年十月

白川氏正統二十二世

泰川 恵 吾

例 言

- 一、この報告書は與那覇勢頭豊見親御嶽奉賛会の寄付金を受けて行なわれた那覇市指定文化財史跡與那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑の保存修理事業の報告書である。
- 二、編集にあたっては、今回の工事の概要のほか、歴史的資料、碑文の拓本（写真）等を掲載した。
- 三、記録保存図はすべて掲載した。写真は竣工、修理前、工事中のうちの一部を掲載した。
- 四、本文、図面とも表示寸法はメートルを使用した。
- 五、執筆分担は次のとおりである。

第一章……………島 尻 勝太郎

（那覇市文化財調査審議会会長）

第二章……………又 吉 真 三

（那覇市文化財調査審議会委員）

第三章……………具 志 真 孝

（那覇市教育委員会文化課）

第四章……………崎 間 麗 進

（那覇市文化財調査審議会委員）

図 面

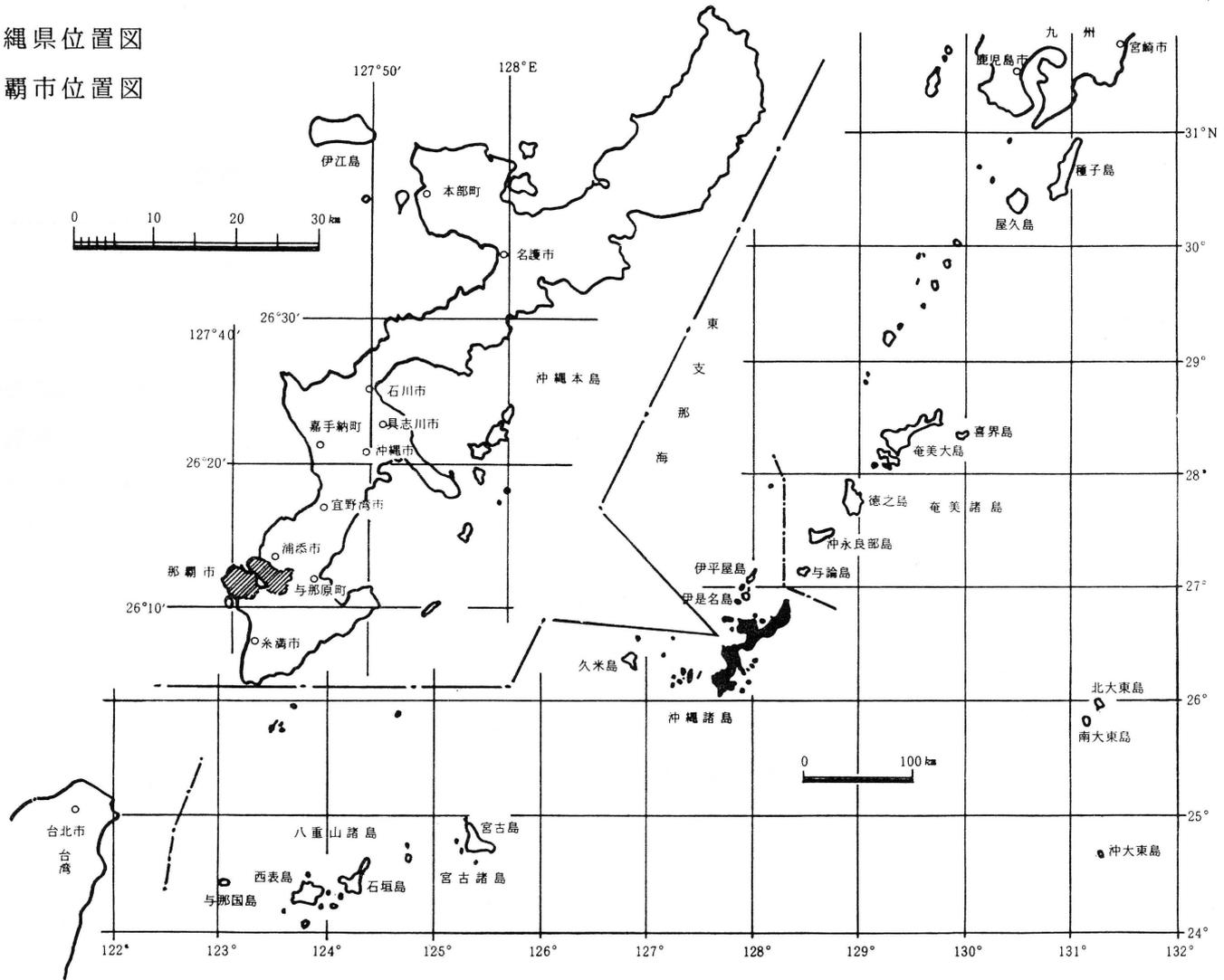
一般建築士 又 吉 真 三

写 真

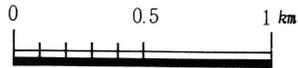
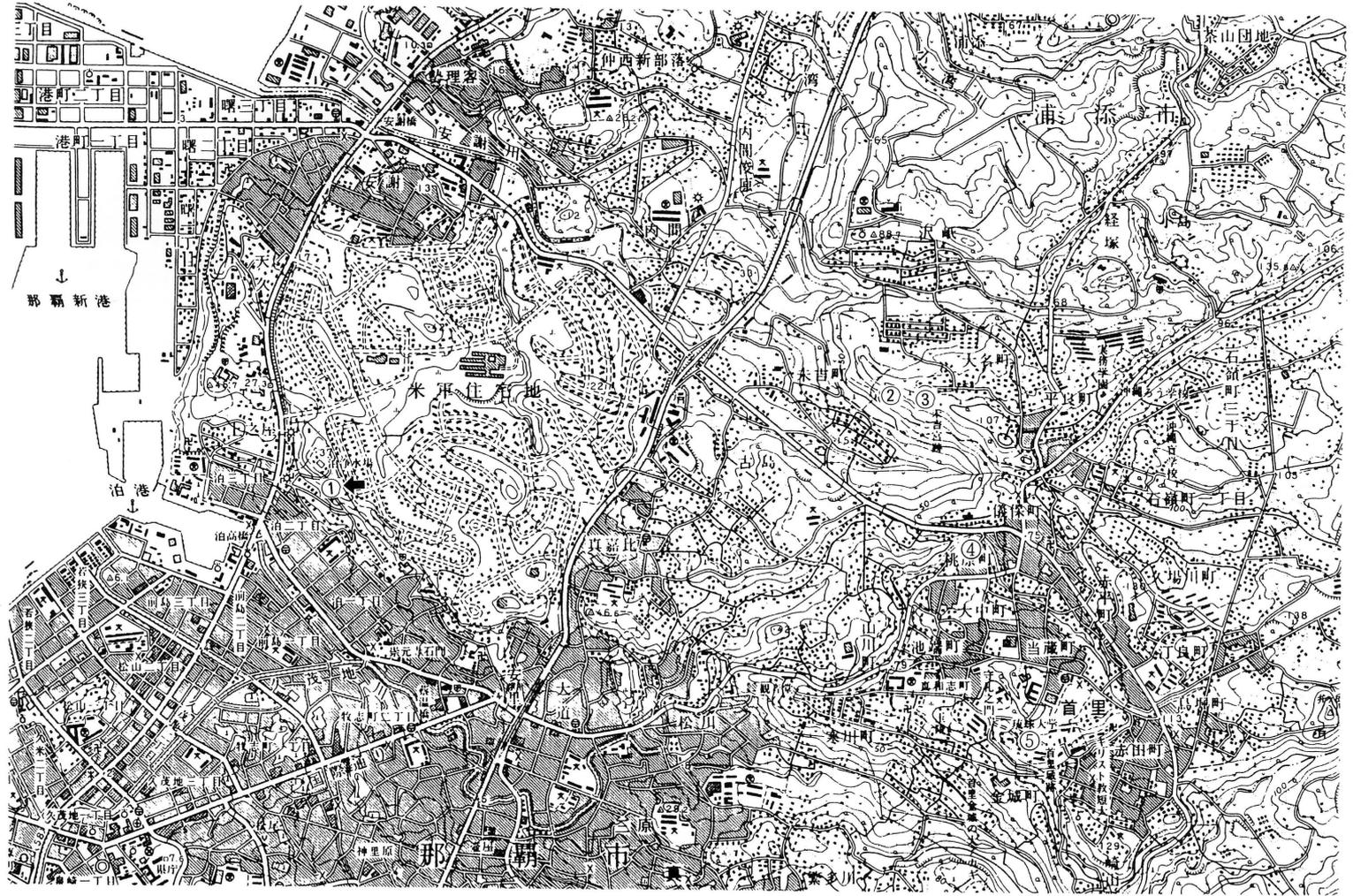
那覇市教育委員会 文 化 課

沖縄県位置図

那覇市位置図



那覇市案内図



- ① 與那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑 ← 印
- ② 宜野湾御殿の墓
- ③ 末吉宮跡
- ④ 宝口樋川
- ⑤ 首里城跡



與那霸勢頭豐見親逗留旧跡碑

正面全景

目次

第一章	與那霸勢頭豊見親逗留旧跡碑について……………	1
第一節	與那霸勢頭豊見親朝貢の目的……………	1
第二節	與那霸勢頭豊見親の朝貢……………	2
第三節	與那霸勢頭豊見親逗留旧跡碑文読み下し……………	2
第四節	與那霸勢頭豊見親中山朝貢の評価……………	3
第二章	與那霸勢頭豊見親逗留旧跡碑の概要……………	5
第一節	指 定……………	5
第二節	規模と構造……………	6
第三章	修理工事の概要……………	7
第一節	工事の経過……………	7
第二節	工事の組織……………	7
第三節	破損状況……………	8
第四節	実施期間及び工事費……………	8
第五節	実施仕様……………	9
第四章	與那霸勢頭豊見親逗留旧跡碑の拓本について……………	11

第一章 與那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑について

第一節 與那覇勢頭豊見親朝貢の目的

與那覇勢頭豊見親は、宮古として始めて中山に服属した人であることはよく知られている。それは明の洪武二十三年（一三九〇）、中山王察度の四十一年であることは、『宮古島記事仕次』（一七四八年成立）や『中山世譜』（一七二五年成立）、『球陽』（一七四五年成立）にも記されている。

この中山朝貢以前について、與那覇に関する史料は全くない。しかし宮古の各地に「與那覇勢頭豊見親のニーリ」という古謡が伝わっている。それによると、「むいか越與那覇よ、與那覇しどとよみやと」と歌い出され、「むいか越」は平良の東にある盛加井の附近或はその向うという意味に解され、そこに與那覇は生れたと考えられている。歌では続いて、與那覇が二十才頃、彼を猜み憎む人の為に「にいら島」（この世、あろう島に對し、あの世、後生の意）に追いやられた。つまり殺害されたが、あの世の王は、與那覇がまだ若く、又正しい者であったことを知り、あの世からこの世に綱を渡し、それを伝って帰らせ、人間世界には富貴の者も貧賤の者もいるが、貧賤だからといっ

て軽んずるなど教訓した。與那覇は白川浜で砂上に船を造り、

寅の方に船出した。星を便りにして航海し、太陽の昇るころ、

ニイラの王のおかげで宮古の島を立てなおした」と終っている。

これは與那覇が白川浜から船出して中山に朝貢したことを歌ったものとされている。又、『宮古島記事仕次』には、「十四世紀

の始頃と考えられるが、宮古では平良の東に「與那覇はら」と

いう一間切があり、その主は佐多大人という者で、千人の強

兵を支配し、暴虐で附近の村々を攻め滅した。平良の西方には

目黒盛豊見親という仁徳の領主がいて、境域を固く守っていた。

與那覇はら軍は、これをも滅ぼそうとして、その油断を伺い急

襲した。不意をうたれた目黒盛軍は多勢に無勢、次第に海際ま

で追落され、もはや最後と思う時、目黒盛のかつて飼っていた

猛犬が現われて敵軍を噛みまわり、更に援軍が北方から現われ

たので、勢をもり返し遂に與那覇原軍は大敗して、その残軍は

諸方に逃げ散ったという。」この物語と前のニーリとを重ね合

せると、與那覇勢頭豊見親は、この與那覇原軍の残党で、戦争

でひん死の重傷を負ったが幸に蘇生したと考えられ、滅亡した

一族の勢力を挽回する為に、大國中山に頼ることを考へて白川浜から船出して中山に朝貢したと思はれる。『宮古史傳』や『宮古庶民史』もそのように書いてゐる。

第二節 與那覇勢頭豊見親の朝貢

宮古で役人に家譜の編集が許されたのは、尚敬王十七年（一七二九）であつた。沖繩本島の氏族の一字姓とは變り、覆姓で族字（名乗頭）が決められたのも同様である。與那覇勢頭豊見親の子孫は、與那覇が白川浜から船出して朝貢した縁由によつて白川姓を名乗り、族字は恵と定められている。白川氏家譜は、與那覇勢頭豊見親十二世の恵治によつて書かれてゐる。それによれば、與那覇勢頭は、童名は真佐久、生卒不伝、父母も不詳であり、或は天人の子という書いてゐる。與那覇勢頭が中山に朝貢して泊に滞在してゐた時のことは、家譜と碑文の記事によると次のようである。

與那覇勢頭が中山に來ると、王は彼等一行を泊御殿に留置させた。ところが宮古の人達は琉語に通じない者が多く、何かと不便であるので、與那覇勢頭に伶俐な者二十名を選ばせ泊御殿で琉語を學習させた。彼等は三年で言語が通じたので、泊村から王城に至るまで布をしき、貢物を捧げて朝覲した。彼等は帰島する時には王城内で盛宴を賜わつた。彼等の住んだ宅中には

井戸が掘られたが井戸水が良質だったので村人はこれを豊見親井とよんだ。又、豊見親の供の者に高真佐利屋という者がいて、故郷が遠く離れてゐるので望郷の念にかられ、毎夜、火立屋に登つて故郷を望み、あやぐを歌つたりしたので、村人はその附近の地を高真佐利屋原とよんだといふ。

第三節 與那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑文読み下し

（表）

一、大明洪武二十三年庚午、始めて中山に帰順す。先王察度深く恤いづしみて優待す。然れども言語通ぜず。是に由りて泊村に留置すること共計三年なり。已に言語相通ずるに及び、泊村より王城に至るまで、路中布を席し恭しく貢物を捧げて朝覲す。將に本島に回らんとするや王城に召入して盛宴を賜ひ以て回らしむ。此より撫躬して誠を輸し、愈愈臣職を務め、貢獻懈らずと云。爾すの時八重山を領す。

一、豊見親、泊村に留置する宅中、井を穿ちて水を用う。泉年ごとに且つ清く、村人其の井を称して豊見親井と叫ぶ。康熙年間にも尚お其井有り。其の旧宅は今も、火立屋の下高真佐利屋原に在り。豊見親の跟伴、名は高真佐利屋と叫ぶ、遠く家郷を離れ、毎夜火立屋に登り、遙かに故郷を望みて、或は阿屋具を唱い、或は歌を咏む。是に由りて村人、旧宅近辺の

地を称して、高真佐利屋原と叫ぶ。今に至るまで尚お其名有り。

一、琉球貢船、或は宮古島に飄至すること有るに因りて、豊見親、王国有ることを知り、小、大に事えんとす。奈んせん方位を知らず。左思右想して其心捲捲として些かも懈らず。一日衆を領いて白川浜に下り、砂を以て船の模様を造り、祭品を備えて絹旗を立て、以て許願を致す。誠心天に通じ、其夜、曙けんとして絹旗寅を指す。明星の下、錦雲騰登す。豊見親即ち王国所在の処を知り、始めて来朝す云云。

(裏)

豊見親井は、康熙年間に至るも村人尚お相用うるあり。今、其近辺は島地となり、且つ村と隔たる。遂に荒涼崩廢す。現今、照屋筑登之請地となる。今般、其の地内、長さ一丈二尺、横六尺を請い求め、子孫拜礼の所を修造す。其の旧宅と井泉とは、豊見親旧跡の係る所なり。若し其の由来を記さざれば、遂に其伝を失うこと無き能わず。故に正統の裔孫頭目・平良親雲上恵治、嫡子頭目平良親雲上恵通に囑して、拜礼の所を修造せしめんとす。奈んせん恵通、眼病にかゝりて其の志を遂げず。恵通も亦、子弟に囑して曰く。我、父の命を承くと雖も、此の如きの病を得て其志を遂げず。爾等、能く父祖の志を續ぎ其の事をなし遂げよ。是れ即ち子孫の子孫たる所以

の者なり。幸に今年恵治第五子恵若、御用布を宰領して上国するの便に因り、泊村の尊老人等に稟明し以て子孫拜礼の所を修造し並に碑記を立つ。

乾隆三十二年丁亥九月吉且正統恵政謹立

右碑、本文によれば十二世恵治の五子であり十三世恵通の弟である恵若が、子孫拜礼の所を修造し碑を立てたと書いているのに、正統恵政謹立としてあるのは誤りではなかるうか。恵政は十八世で道光五年（一八二五）の生れであり、乾隆三十二年にはまだ生れてもいない。

第四節 與那覇勢頭豊見親中山朝貢の評価

與那覇勢頭が一三九〇年に朝貢すると、察度王はこれを賞して宮古の主長としたと白川氏家譜には記している。けれどもこの時代宮古が統一されていたわけではないので、中山朝貢も與那覇勢頭の勢力の及ぶ範囲、又はその一族だけの朝貢であったと考えられている。『中山世譜』は宮古の服属を記して、これによって中山始めて強しと記録している。この時代は三山対立して抗争している頃であり、宮古の服属は中山の威を多少とも増すことになったのであろう。白川氏二世の大立大殿恵幹は尚泰久王代、尚円王代にも朝貢し、三世能知伝盛大親恵照は尚真王代に朝貢している。これをみると宮古の中山服属は、中山の

全島統一への道を開いたものと見ることも出来る。宮古についていえば、十四世紀以前は、各地に小豪族が小城を築いて割拠し、相争つて争乱が絶えなかつた様は『旧記』によって伺える。けれども大国に服属することによって、その威力の下に次第に統一の方向に進み、やがて尚真王代には強固な支配体制が生れたのである。與那覇勢頭の中山服属を、『球陽』では「勢頭豊見親、深く騒動兵乱、民塗炭に陥るを念い聖国に來享して徳政に沐浴し、仁風に涵游して以て人民を安んぜん」として中山に朝貢したと述べている。その中山朝貢は結果として戦乱を終息させたのである。又琉球全島の統一への道を開いたと見ることも出来るのであろう。(島尻勝太郎)

〈参考資料〉

與那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑文の原文

(表)

一大明洪武二十三年庚午始帰順 中山

先王察度深恤優待然而言語不通由是留置泊村共計三年已及言語相通自

泊村至 王城路中席布恭捧 貢物 朝覲將回本嶋召入 王城賜盛

宴以遣回從此撫躬輸誠愈務臣職貢獻不懈云爾

時領八重山
同來 朝覲

一豊見親留在泊村宅中穿井用水泉甘且清村人稱其井叫豊見親井康熙年間尚有其井其旧宅今在火立屋之下高真佐利屋原豊見親跟伴名叫

与那覇勢頭豊見親逗留旧跡

高真佐利屋遠離家郷毎夜登火立屋遙望故郷或唱阿屋具或咏歌由是村人稱旧宅近辺之地叫高真佐利屋原至今尚有其名

一琉球貢船或因有飄至宮古嶋豊見親知有王国要小事大奈不知方位左思右想其心惓惓不些懈一日領衆下白川浜以砂造船模樣備祭品立緋旗以致許願誠心通天其夜將曙緋旗指寅明星之下錦雲騰登豊見親即知王国所在之処始來朝云云

(裏)

豊見親并至康熙年間村人尚有相用今其近辺為島地且与村隔遂荒涼崩廢現今為照屋筑登之請地今般請求其地内長一丈二尺横六尺修造子孫拜礼之所其旧宅与井泉豊見親旧跡之所係也若不記其由来遂不能無失其伝故正統之裔孫頭目平良親雲上惠治囑嫡子頭目平良親雲乾隆三十二年丁亥九月吉旦正統惠政謹立

上惠通要使修造拜礼之所奈惠通適沾眼病不遂其志惠通亦囑子弟曰我雖承父命而得如此之病不遂其志爾等能統父祖之志遂成其事是即子孫之所以為子孫者也幸今年惠治第五子惠若因宰領御用布上国之便稟明泊村尊老人等以修造子孫拜礼之所並立碑記

原形碑拓本・『琉球国碑文記』

碑文に生きる伝統・『沖繩文化の研究』

第二章 與那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑の概要

第一節 指 定

與那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑は、左記の理由によって、昭和五十一年四月十六日に、那覇市教育委員会によって史跡として、市の文化財に指定された。

名 称 與那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑

種 別 史 跡

所 在 地 那覇市上之屋二〇一

指定年月日 昭和五十一年四月十六日

琉球の正史である『球陽』の察度王四十一年（一三九〇年）の条に、「四十一年、宮古、八重山、始めて来朝し入貢す。中山、前に使を遣はして入京せしむ。其の使臣、風を被りて彼の嶋に飄至す。時に乃ち二島の人、琉球の事大の礼を行ふを見、各管属の島を率ゐ、臣と称して貢を納る。是れに由りて中山始めて強し。」と記録されている。

宮古の與那覇勢頭豊見親は、それによって宮古の首長に任せられた。與那覇は泊に住わされたがその時言葉が通ぜず、そこで宮古から同行した者の中から二十名をえらんで琉球語を学ば

せた。彼等は三年で言葉が通じたという。泊港は、大島諸島や、国頭、先島地方の船舶所で、泊公館が設けられ、諸島を管轄させたので、與那覇もここに住いを与えられたのであろうといわれている。與那覇の従者に高真佐利^{たかまきり}という者がいて、故郷を思うあまり、火立屋に登って故郷をのぞみ、宮古のアヤゴを歌っていたので、その付近は高真佐利屋原と呼ばれていたといわれる。

その後、その屋敷跡は荒れ、転々と人手に渡ったので、與那覇の子孫が、縦約三・六m（二間）、横約一・八m（一間）の地を買求め、拝礼の場所とした。碑の文面によれば子孫の恵治の遺志で、その子の恵通が建てようとして果せず、恵治の第五子が上国の時にこの碑文を建立したと記されている。この碑文は泊公館が諸島を管轄していた頃の史料である。

しかし、戦災を受け、碑身の上半分は失なわれ、台座も滅失し戦後下半分の碑身をコンクリートブロックの台座に据えてあった。また建立敷地も戦前の位置より上部の傾斜地に変っている。

第二節 規模と構造

碑文の建立地は上之屋の浄水池の南斜面で泊二丁目の北側に接した傾斜地に凡そ八二・五六平方メートルの敷地で、下方の道路よりコンクリート造の階段によって接続されている。

復元規模については次のような資料検討を行なった。

(一) 碑身の高さは、戦前の碑文拓本によって割出した。

(二) 碑身幅と厚さは、残存する碑身と同一とした。

(三) 台座は、碑身寸法とほぼ同寸法に近い碑文で、県指定文化財の崇元寺下馬碑の台座を参考にして寸法を割出した。

旧王朝時代の逗留旧跡碑の旧姿に近い状態になるよう努めた。構造については、旧王朝時代の王府によって建立された公的碑文の構造形式を踏襲することとした。しかし碑身用の細粒砂岩（ニービヌフニー）は調達不可能のため、代替品として久米島産の輝石安山岩を用い、台座は琉球石灰岩とした。

(一) 碑身は輝石安山岩 高さ 一・三六五 m

幅 〇・五二〇 m

厚さ 〇・一〇〇 m

(二) 台座は琉球石灰岩 横 幅 一・四〇〇 m

奥行 〇・九〇〇 m

高さ 〇・八〇〇 m

(三) 碑身と台座を含めた 総高さ 二・一六五 m

(四) 台座周辺の縁石と敷石は琉球石灰岩を用いた。

以上のような規模と構造をもって復元し、ほぼ創建当初の容姿に復した。(又吉 真三)

第三章 修理工事の概要

第一節 工事の経過

與那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑は、第二次世界大戦で破壊され、一九六〇年一族と郷友の人々によって再建したが、碑の上半分が消滅しており、残存している碑も文字が摩耗しているため、一九八六年與那覇勢頭豊見親御嶽奉賛会会長仲松恵爽氏から同旧跡碑復元のために那覇市へ修理計画について要請があった。さっそく那覇市は、これを受けて同旧跡碑復元に向けて修理計画を立て、今回の実施にいたった。

同旧跡碑の修理工事方針については、一部変更があり、碑身の材質を当初細粒砂岩（ニービの骨）の予定であったが、調達が困難なため中国産輝緑岩（調達不可能）から久米島産輝石安山岩に変更することになった。

第二節 工事の組織

工事を施工するにあたり、工事事務、工事監理は那覇市教育委員会文化課が行った。設計は、一級建築士又吉真三氏に委託した。工事は請負工事として実施した。

工事関係者は左記の通りである。

事業者		那覇市	
那覇市文化財調査審議委員会	会長	親泊	康晴
"	副会長	山田	義良
"	委員	島尻勝太郎	
"	"	真栄平房敬	
"	"	又吉 真三	
"	"	崎間 麗進	
"	"	嘉手川重喜	
"	"	慶田 喜一	
"	"	宮城 長信	
"	"	新城 和治	
"	"	名嘉 順一	
"	"	宮里 朝光	
"	"	知念 勇	
"	"	末吉 栄三	
"	"	天久 匡	
那覇市教育委員会文化課	文化課長	東恩納隆栄	
"	文化係長		

那覇市教育委員会文化課

開発調整

横山 芳春

係長

主事

具志 真孝

設計者

一級建築士

又吉 真三

請負者 金秀建設株式会社

取締役社長

奥間 一行

専務取締役

久高 盛宏

現場代理人

照屋 昭光

筆耕者

吉峯 弘祐

(碑文)

彫刻

上江洲由郎

(碑文)

石工棟梁

上江洲由郎

石工

幸良 彰

大城 善和

大城 善和

上原 磨秀

上原 磨秀

普天間 寛

普天間 寛

嘉陽田朝吉

嘉陽田朝吉

新城 安彦

新城 安彦

上原 晃

上原 晃

新垣 次郎

新垣 次郎

(石材提供)

合資会社沖繩大理石テラゾー

代表者 神谷 厚雄

第三節 破損状況

與那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑は、第二次世界大戦で破壊され、一九六〇年一族と郷友の人々によって再建したが、碑の上半分が消滅しており、残存している碑も文字が摩耗しているため、以前から修復の必要があった。又、台座、敷石部分もブロック造で外観上好ましい状態ではなく、碑周辺部の道は歩行に支障をきたす程、階段の段差が著しい状態にあった。

第四節 実施期間及び工事費

一、実施期間

年度	工事種目	着手	完了
昭和六十二年度	碑及び台座、基壇	昭和六十二年六月三十日	昭和六十二年十月三十一日

二、工事費

(一) 収入

区分	昭和六十二年度
那覇市負担金	二、〇三七、〇〇〇円
與那覇勢頭豊見親御嶽奉賛会寄付金	二、〇〇〇、〇〇〇円
雑収入	〇円

合	計
	四、〇三七、〇〇〇円

(二) 支出内訳

① 工事請負費 三、九七六、〇〇〇円

仮設工事費 一四五、〇〇〇円

撤去工事費 五五〇、〇〇〇円

台座石積工事費 七〇四、九〇〇円

敷石工事費 七三四、六〇〇円

碑身石工事費 一、三六五、〇〇〇円

雑工事費 八六、五〇〇円

諸経費 三九〇、〇〇〇円

② 事務費 二四、〇〇〇円

消耗品費 一〇、〇〇〇円

印刷製本費 一四、〇〇〇円

③ 委託費 三七、〇〇〇円

設計費 三七、〇〇〇円

第五節 実施仕様

一、修理方針

(一) 修理の対象は、碑身及び台座、基壇のみとした。

(二) 碑身及び台座、基壇を全面解体し、鉄筋コンクリート造

の基礎を新設した後に組みあげた。

(三) 碑身の材質は、久米島産輝石安山岩とした。

(四) 台座、基壇の材質は、琉球石灰岩とした。

(五) 基壇(敷石)は、切り石小叩き仕上げの乱れ張りとした。

(六) 碑文の書体は、表は拓本をなぞり、裏は拓本に似せて、

沖展会員(書道部審査員)吉峯弘祐氏筆による。

二、工事事務

(一) 工事運営基準

那覇市文化財保護条例、那覇市会計規則、その他関係法規を参照として工事を運営した。

(二) 工事事務

那覇市教育委員会文化課で事務を遂行し、工程表に沿って職員が工事監理にあたった。

(三) 帳簿

予算差引簿、工事工程表、工事日誌等を備え詳細かつ正確に記入した。

(四) 工事報告書

工事竣工後、工事概要、図面及び写真等を編集した修理工事報告書三〇〇部を刊行した。これは、今後の文化財復元の参考に資するためである。

三、工事仕様

(一) 総 則

この仕様は概要を示したもので、実施にあたっては詳細な実施仕様を定めて施行した。

(二) 材料検収

一切の材料は、すべて監督者が検査し、合格した物を使用した。

(三) 材料保管

材料はすべて監督者指定の場所に保管し、火災、盗難等に対し必要、十分な措置を講じた。

(四) 仮設工事

遣方は杉材を使用、水平位置、勾配等に留意した。危険防止に関しては、必要な措置を講じた。

(五) 撤去工事

① 解体

解体準備完了後、碑身、台座（ブロック造）、土間（コンクリート）の順に解体を行った。なお、碑身は上半分がかけているが、那覇市教育委員会文化課に保管する。

② 解体整理

解体材はすべて清掃後、各部材毎に保存材、廃棄材に区分整理し監督者の指定した場所に格納整理した。

(六) 石工事

① 碑 身

材質は久米島産輝石安山岩とした。加工は原石を切断機で切断後、研摩機で表面を磨き、碑文の書体は表は拓本をなぞり、裏は拓本に似せて、筆耕者が書いた。

その後、彫刻を施した。

② 台 座

材質は琉球石灰岩とした。加工は石割図に従って形状寸法を踏襲した。石材の表面は小叩き仕上げ、見え隠れのコブ払いを行い、又は荒削りとした。表面及び合端は現場合わせとし、仕上げ切削りは行わないよう注意して加工した。

③ 基壇（敷石）

材質は琉球石灰岩とした。鉄筋コンクリート造の基礎打設後、合端を整え不陸のないようにし、切石小叩き仕上げの乱れ張りとした。

(七) 雑工事

諸工事完了後、不用材を搬出及び工事場所内外の清掃を行った。

第四章 與那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑の拓本について

碑文は、建立された当時の社会文化などを知る上に貴重な資料であるが、去る沖繩戦で多くの石碑などが戦災で失われた。與那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑は上部が欠損の状態で残り保管されてきた。

戦災により失われた碑文はその後、いくつか復元されつつある。昭和三十年早々に復元されたものに「ようどれのひのもん」があり、その末文に「このすみのあさくならばほるべし」と、磨滅したら彫って読めるようにしなさいと記されている。石碑は、風雨にさらされて磨滅する事に対する考慮がなされていたのである。

琉球王府時代に建立された碑文は、公的なものと私的なものに分けられるが、公的なものは、碑面に装飾がなされている。碑頭に日輪や瑞雲と鳳凰、文面の周囲は唐草や菊花模様が彫られている。しかし時代が下るに従ってこれも簡略されている。

(拓本写真①②③参照)

個人によって建立された碑文は、ほとんど装飾がない。それでもいくつかは王府の碑にならって日輪や瑞雲のえがかれたも

のもあり、與那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑はその一つである。

碑頭の中央部に円が描かれているのは、沖繩の太陽信仰と結びつけて太陽をかたどったものと理解されている。(拓本写真④参照)

宮古に残る與那覇勢頭豊見親ニ一りに「明けの明星が上り、その後太陽が上るようになり、沖繩島をみつけることができた云々」(『平良市史』)と彼を讃える中に太陽ということばがよく出てくることからして、この逗留旧跡碑に日輪と瑞雲が描かれたことも信仰的な配慮がなされていると思われる。

那覇市教育委員会では與那覇勢頭豊見親御嶽奉賛会の協力を得て「與那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑」を復元することができたが、それも拓本資料を入手してなされ、不鮮明な部分は書家の補筆を得て完成されたのである。

これら碑文の復元には何といっても拓本にもとづいてなされるのが原則であって、これまでに復元された碑文も拓本が活用された。

豊見親の旧跡について『宮古島旧記』によると「勢頭豊見親

上国の際三年間滞留したと称する旧跡泊御殿は、泊村雍氏伊波親雲上の屋敷であって、内に豊見親一行が使用したと称する豊見親井というのがある。宮古から中山に上国する者は皆ここに参詣する例となっていたが、後照屋筑登之親雲上の時井戸を埋めたのでその跡煙滅していたが、尚穆王十六年（一七六七）に豊見親の後裔によって「與那覇勢頭豊見親逗留旧跡」碑が建立されて、その遺跡が明らかにされた。」（『平良市史』第一巻）となっている。

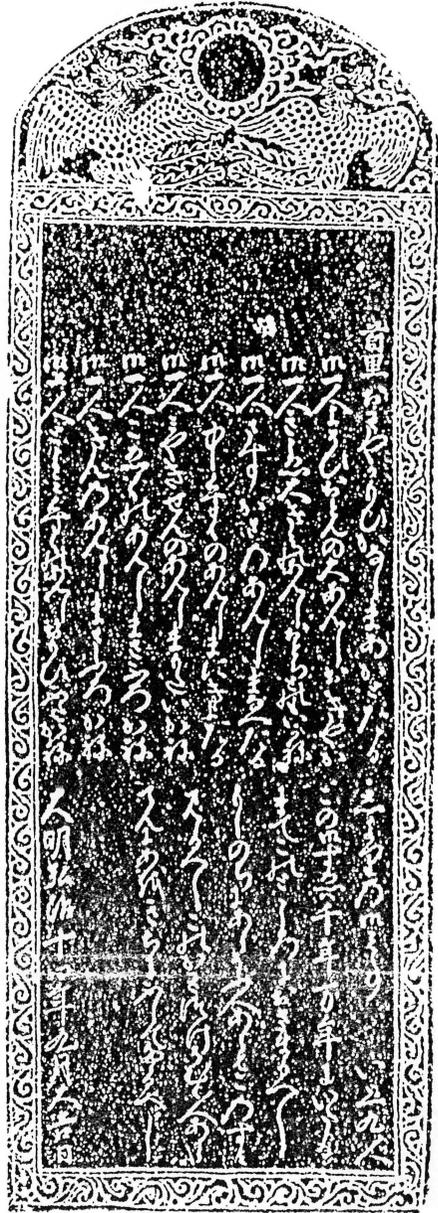
『泊誌』によると「宮古島の與那覇豊見親が中山王に帰順し、この地に滞留した時、従者に高真佐理屋というのがいて望郷の念やみ難く丘にのぼって空に見入っていたということから、この丘のことを高真佐理（たかまささい）というようになった。」と記されている。それは、復元碑のある一帯の丘で、また旧場所はその南下方の畑の中に位置し、戦前まで碑と井戸が残っていたといわれている。（崎間麗進）



拓本写真 ②

「崇元寺下馬碑」(1527年造) 東の裏
(142.0×46.0×10.0)

『金石文』沖縄県教育委員会(昭和60年
3月刊)より



拓本写真 ①

「玉御殿の碑文」(1501年造)
(88.0×30.5×9.0)

『金石文』沖縄県教育委員会(昭和60年
3月刊)より



拓本写真 ④

「尚豊王御代」(蔡氏大宗墓碑)表
(123.0×52.0×14.0)

『金石文』沖縄県教育委員会(昭和60年
3月刊)より



拓本写真 ③

「勢理客橋碑」(1691年造)表
(155.0×40.5×10.5)

『金石文』沖縄県教育委員会(昭和60年
3月刊)より

写真目次

1	旧跡碑正面全景	竣工
2	同 背面全景	同
3	同 正側面(東方より見る)	同
4	同 同 (西方より見る)	同
5	同 右・側面	同
6	同 左・側面	同
7	碑文正面	同
8	同 背面	同
9	旧跡碑正面全景	修理前
10	同 正側面(西方より見る)	同
11	同 解体	工事中
12	同 およびデイゴの解体(撤去)終了	同
13	てん庄	同
14	基礎配筋工事	同
15	基礎工事(コンクリート流し込み)	同
16	台座組積	同
17	同 と基壇の敷設	同

図目次

18	基壇の敷設完了	工事中
19	碑身の加工とチェック	同
20	碑文の加工とチェック	同
21	碑文の据えつけ	同
22	碑文の据えつけ完了	同
1	竣工 平面図	
2	竣工 正面図	
3	竣工 断面図(基礎、基壇、台座、碑身)	



1 旧跡碑正面全景

竣工



2 旧跡碑背面全景

竣工



3 旧跡碑正側面（東方より見る）

竣工



4 旧跡碑正側面（西方より見る）

竣工



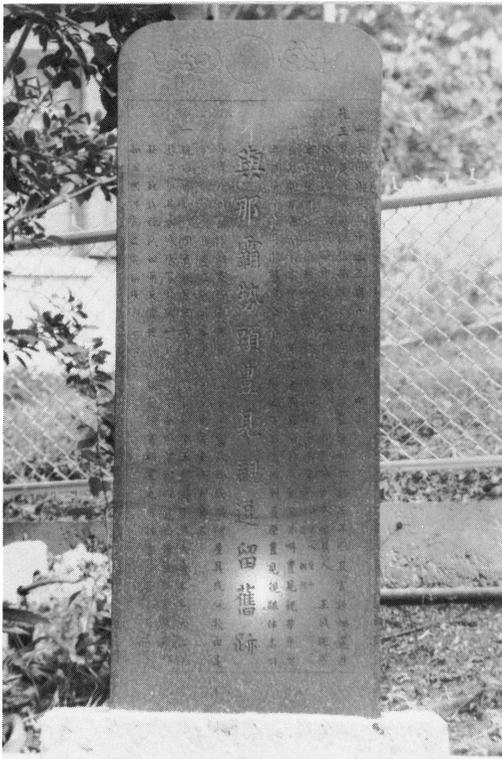
5 旧跡碑 右・側面

竣工



6 旧跡碑 左・側面

竣工



7 碑文正面

竣工



8 碑文背面

竣工



9 旧跡碑正面全景

修理前



10 旧跡碑正側面（西方より見る）

修理前



11 旧跡碑 解体

工事中



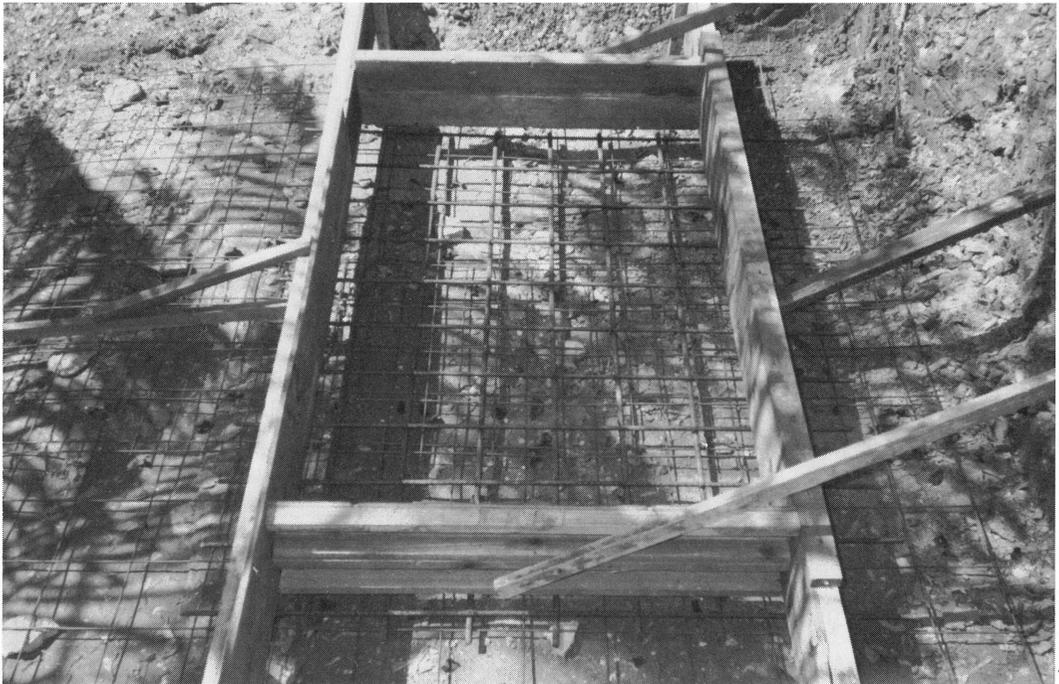
12 旧跡碑およびデイゴの解体（撤去）終了

工事中



13 てん庄

工事中



14 基礎配筋工事

工事中



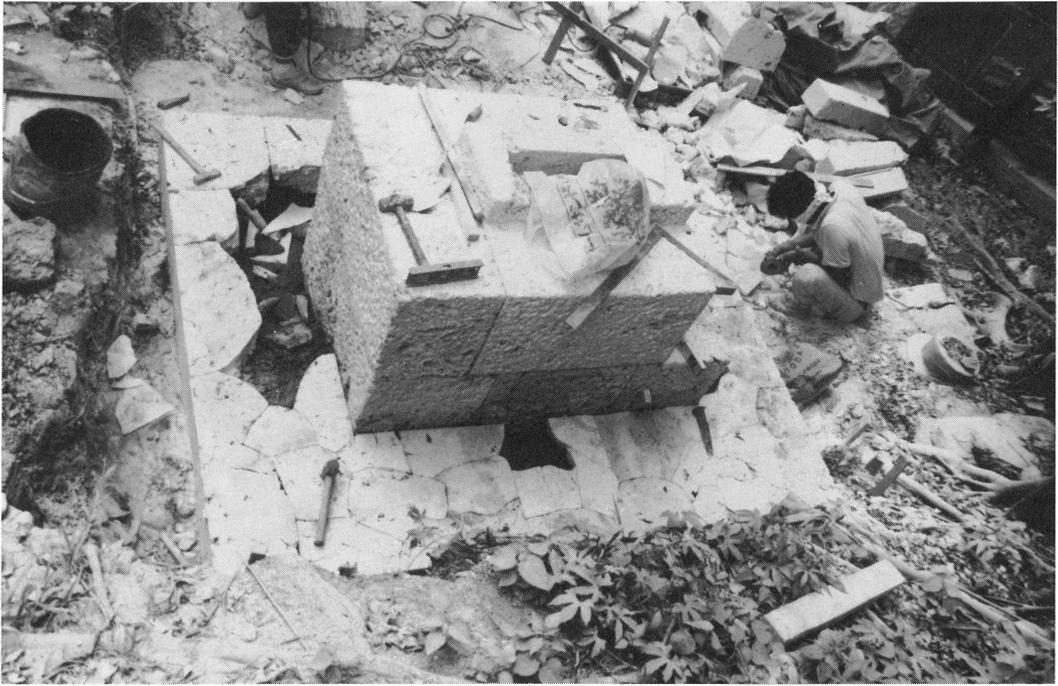
15 基礎工事（コンクリート流し込み）

工事中



16 台座組積

工事中



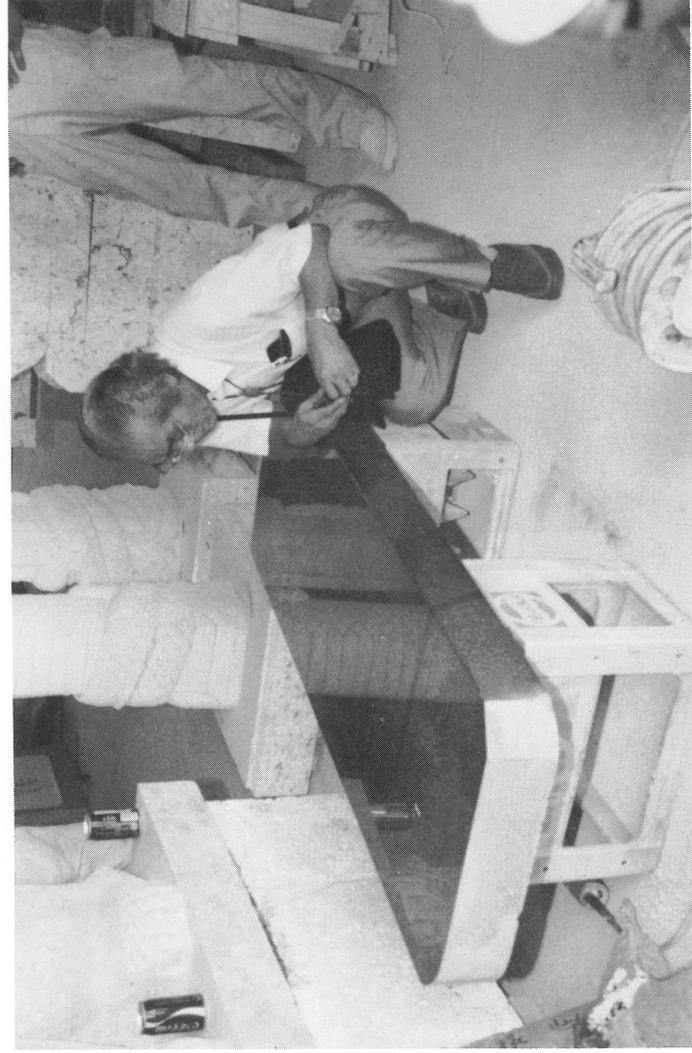
17 台座組積と基壇の敷設

工事中



18 基壇の敷設完了

工事中



19 碑身の加工とチェック

工事中



20 碑文の加工とチェック

工事中

皇見親井至康熙年間村人尚有相用今其造道為當地且與村隔遠荒涼
 斷處現今為厥屋瓦釜之請地今故請求其地內長一丈二尺橫六尺於道
 子孫拜禮之所其舊宅與井泉並見親井之孫係也若不記其由來遂不
 無失其傳故正統之齋律頭目平良親臺上惠治囑子頭目平良親臺
 乾隆三十三年丁亥九月吉日正統惠政謹立
 上惠通靈使修造拜禮之所奈惠通遠沾眼尚不遂其志惠通亦囑子頭目
 代繼承父命而得如此之為不遂其志爾等紙續父祖之志或其事是即
 子孫之所以為子孫者也幸今年惠治第五子惠若因 編修 明布上願之
 使常明治村尊老人等以修造子孫拜禮之所并立碑



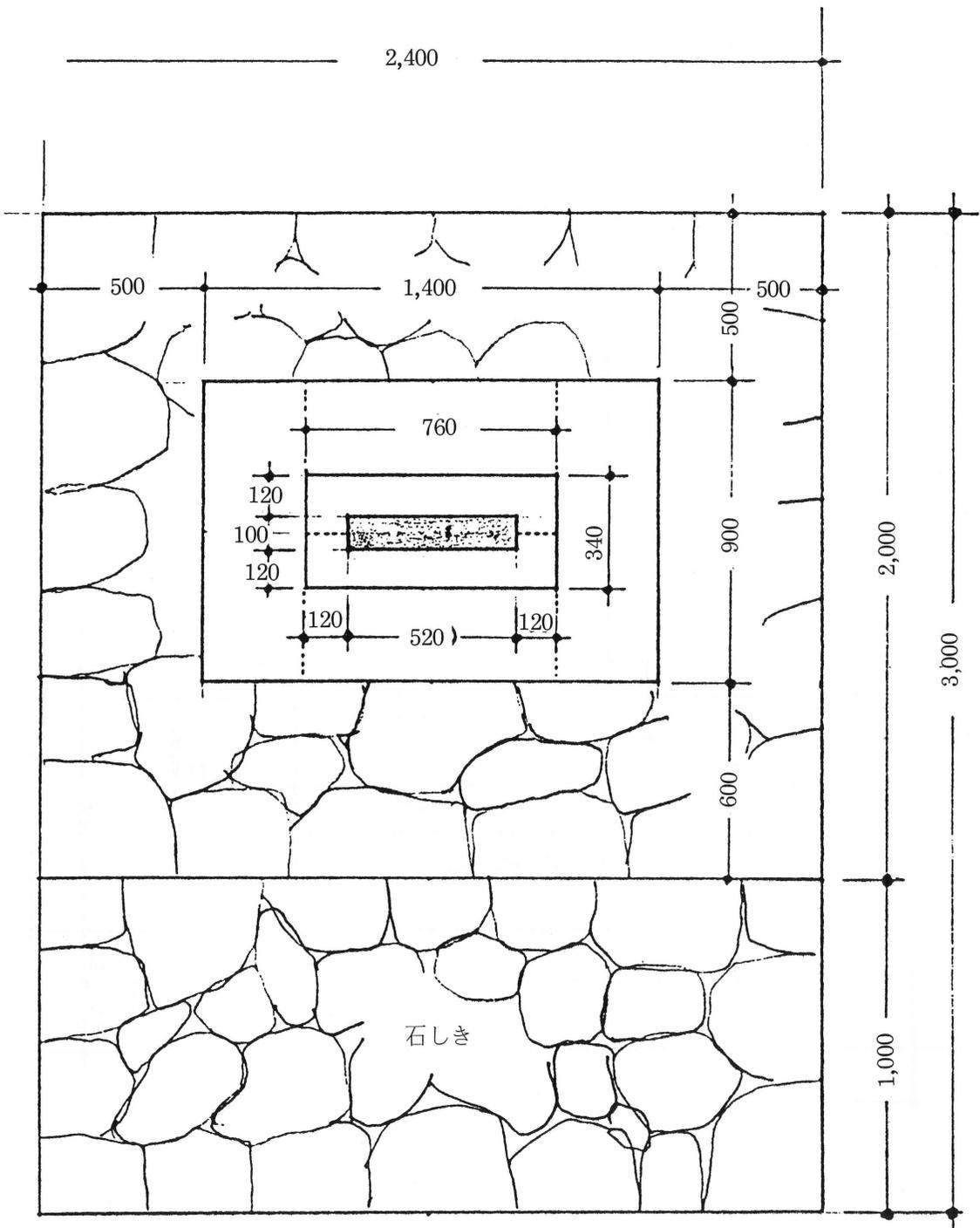
21 碑文の据えつけ

工事中



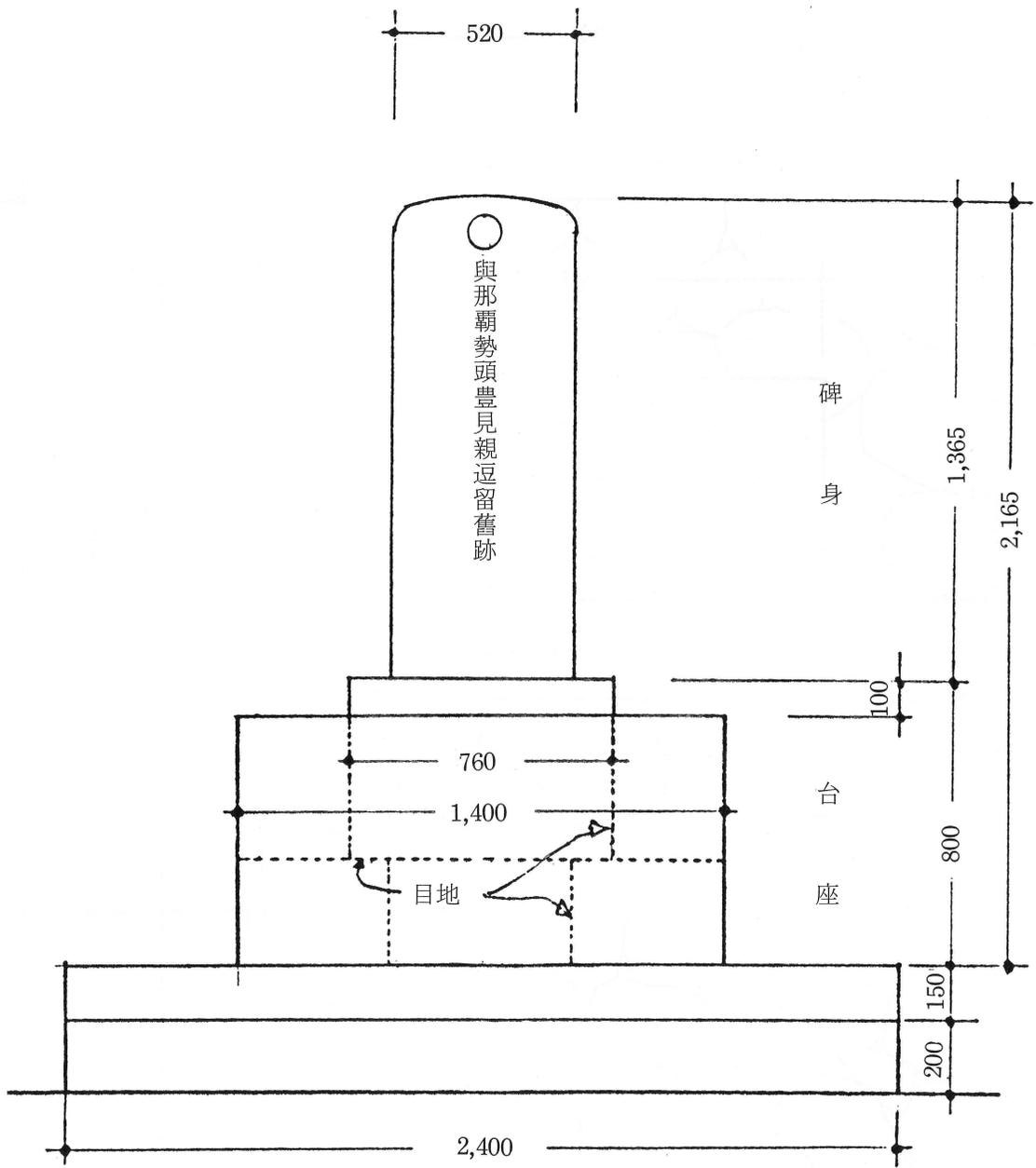
22 碑文の据えつけ完了

工事中



1. 竣工 平面図

S=1:20



2. 竣工 正面図

S=1:20

昭和六十二年十月

那霸市指定史跡

與那霸勢頭豊見親逗留旧跡碑

復元工事報告書

編集 那霸市教育委員会 文化課

発行 那霸市教育委員会

〒九〇〇 沖縄県那霸市樋川二一八―八

TEL〇九八八―五三一五七七六

印刷・製本 (株)南西印刷

〒九〇三 沖縄県那霸市首里石嶺町一―一二七

TEL〇九八八―八四―四三二一